

総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成29年3月8日(水)

午前10時

場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第23号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について(公営)
- 2 議案第27号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務)
- 3 議案第41号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について(総務)
- 4 議案第42号 山口県市町総合事務組合の財産処分について(総務)
- 5 議案第28号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例及び山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 6 議案第29号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 7 閉会中の調査事項について
- 8 報告事項 教育委員会

○平成29年度開催レース

1 本場開催レース日程

平成29年度 本場開催レース日程						売上(千円)
①	G I	平成チャンピオンカップ	5日	平成29年	4月19日(水)～4月23日(日)	1,046,600
②		普通開催レース	4日	"	5月22日(月)～5月25日(木)	488,900
③		普通開催レース	3日	"	6月26日(月)～6月28日(水)	368,000
④		普通開催レース	3日	"	7月19日(水)～7月21日(金)	368,000
⑤	G II	山陽王座防衛戦	5日	"	8月23日(水)～8月27日(日)	878,200
⑥		普通開催レース	4日	"	9月2日(土)～9月5日(火)	560,200
⑦	G I	スピード王決定戦	5日	"	10月5日(木)～10月9日(祝・月)	1,092,000
⑧		普通開催レース	3日	"	11月6日(月)～11月8日(水)	368,000
⑨		普通開催レース	3日	"	12月22日(金)～12月24日(日)	307,900
⑩	G II	若獅子杯争奪戦	5日	平成30年	1月24日(水)～1月28日(日)	878,200
⑪		普通開催レース	3日	"	2月27日(火)～3月1日(木)	368,000
⑫	特別G I	共同通信社杯プレミアムカップ	5日	"	3月21日(祝・水)～3月25日(日)	1,290,100
	G I		15日			8,014,100
	G II		10日			
	普通開催レース		23日			
	計		48日	(うち本場時の併売3日)		

2 場間場外発売レース開催日数 301日 (うち場外時の併売60日のため、場外開催受けは361日。)

3 総営業日数 349日

4 4重勝単勝式(通称「当たるんです」)の発売
全ての開催(本場、場外問わず)における後半4レース(ただし、併売時は、いずれかの場を指定する。)

	単価	口数	成立日数		売上金額(円)	
			本場時	場外時	本場時	場外時
ミニ	500	4,096	24	126	49,152,000	258,048,000
メガ	3,500	4,096	0	4	0	57,344,000
ギガ	35,000	4,096	0	1	0	143,360,000
合計					49,152,000	458,752,000

平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算

2017/1/13 作成
2017/3/7 印刷

【単位 千円】

●開催に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
①	本場開催発売金 (返還金1億含む)	8,114,100		
	入場料収入	3,500		H25年度から特別入場料のみ
	場外事務協力費	404,308		
	その他収入	36,663		事故金、雑入、貸付収入
②	義務的経費			義務的経費の合計：5,784,557
	払戻金		5,611,685	
	交付金		172,862	うち1.2号交付金の合計：132,791
	公営競技納付金		10	※枠取分
③	開催経費			開催経費の合計：2,126,788
	賞典費		520,909	
	事務協力費		634,164	
	返還金		100,000	
	その他開催経費 (収益保証)		811,715	その他開催経費
④	その他支出			
⑤	包括的民間委託料		620,000	※日本写真判定
⑥	合 計	8,558,571	8,531,345	
	(A) 歳入 - 歳出		27,226	

●開催以外に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑦	基金繰入			
	財調基金繰入金	100,000		※地域公益事業、特例交付金へ充当
	施設基金繰入金	38,357		※リース料、耐震工事実施設計委託料へ充当
	社会資本整備総合交付金	0		※耐震工事実施設計委託料へ充当
	財政調整基金利子	10		
	施設改善基金利子 (収益保証)	60,000		
⑧	特例交付金支払		149,000	※特例交付金平準化(H29年度まで)
	リース料		38,357	
	地域公益事業		12,000	
	財政調整基金積立金		10	
	施設改善基金積立金		30	
	固有経費		32,465	
	⑨	合 計	198,397	231,862
	(B) 歳入 - 歳出		▲ 33,465	

●重勝式に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑩	勝車投票券発売収入	509,952		4重勝単勝式に係る勝車投票券発売収入
⑪	勝車投票券払戻金		355,533	4重勝単勝式に係る勝車投票券払戻金
	JKA交付金		3,470	4重勝単勝式に係るJKA交付金
	発売業務委託料		60,949	4重勝単勝式に係る発売業務委託者への委託料
	開催場負担金		3,671	4重勝単勝式に係る共同開催場への負担金
	特別拠出金		48,251	4重勝単勝式に係る全国小型自動車競走施行者協議会への拠出金
	返還金		2,048	4重勝単勝式に係る返還金
⑫	合 計	509,952	473,922	
	(C) 歳入 - 歳出		36,030	

合 計 (A) + (B) + (C)		29,791	
小型会計歳入歳出合計	9,206,920		9,206,920

債務解消額(特例交付金・リース料の計)	187,357
単年度収支額(赤字解消額)	29,791
3つの債務解消額	217,148
施設改善基金(積立額-取崩)	▲ 38,327
財政調整基金(積立額-取崩)	▲ 99,990
基金の取崩を除いた債務解消額	78,831

競走場別車券売上金額入場者数利用者数集計表（全開催）

公益財団法人JKA オートレース事業部

比較年月日（2014/4/1～2015/3/31）

（単位：円、人）

対象年月日（2015/4/1～2016/3/31）

競走場	開催日数 (下段：前年)	総車券売上額		車券売上額内数								本場一人 平均購買額	本場入場者数		電話投票利用者数			場外利用者数内訳		
				構成比 前年比	電話投票売上額 内訳				場外売上額 内訳		前年比				前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
					オフィシャル	民間ポータル	重勝式(民間)	場間場外	専用場外	オフィシャル										
船橋	62	9,390,225,400	151,455,200	1,626,005,100	2,335,793,000	1,203,681,100		3,959,780,400	264,965,800	12,300	131,276	2,117	327,600	151,771		494,068	21,608			
				17.32%	24.87%	12.82%		42.17%	2.82%				102.8%	136.9%		103.9%	205.0%			
川口	62	106.5%	106.5%	106.5%	102.4%	148.4%		98.1%	158.9%	96.9%	109.3%	109.3%	102.8%	136.9%		103.9%	205.0%			
	106	18,317,019,000	172,802,000	6,837,929,600	4,030,700,500	2,035,255,200		4,939,231,200	473,902,500	10,300	659,144	6,218	569,743	264,414		627,395	39,150			
伊勢崎	106	103.2%	103.2%	97.5%	101.2%	146.3%		97.7%	154.8%	97.2%	100.5%	100.5%	101.4%	134.3%		106.6%	187.4%			
	86	12,692,993,000	147,592,900	3,057,619,200	3,204,075,800	1,636,202,100	932,695,300	3,502,490,500	359,910,100	9,100	334,437	3,888	458,188	212,532	485,023	439,769	31,354			
浜松	85	101.5%	100.3%	92.7%	100.3%	149.0%	102.4%	92.9%	152.3%	92.9%	100.4%	99.2%	100.5%	133.8%	81.7%	94.6%	199.9%			
	78	10,187,141,700	130,604,300	1,998,968,800	2,530,144,100	1,302,838,300		4,058,544,700	296,645,800	7,700	259,201	3,323	373,632	172,240		491,295	25,937			
飯塚	78	98.8%	98.8%	95.4%	95.0%	138.4%		92.0%	147.9%	98.7%	96.8%	96.8%	96.7%	127.4%		97.7%	181.8%			
	87	10,743,971,600	123,493,900	1,790,003,200	3,075,519,600	1,602,171,400		3,944,385,700	331,891,700	8,600	207,187	2,466	441,711	206,191		537,161	29,527			
山陽	87	102.1%	102.1%	85.6%	97.8%	156.1%		97.9%	142.8%	97.7%	87.7%	90.8%	98.6%	134.8%		101.8%	179.9%			
	45	6,518,244,100	144,849,800	665,118,000	1,637,989,700	809,774,800		3,209,999,400	195,362,200	10,000	65,881	1,464	230,377	105,057		371,219	14,478			
合計	46	94.4%	96.5%	85.6%	93.8%	129.1%		88.8%	138.9%	92.6%	92.4%	94.5%	95.0%	121.3%		89.3%	161.1%			
	464	67,849,594,800	146,227,500	15,975,643,900	16,814,222,700	8,589,922,900	932,695,300	23,614,431,900	1,922,678,100	9,600	1,657,126	3,594	2,401,251	1,112,205	485,023	2,960,907	162,054			
	464	101.5%	101.5%	95.1%	98.8%	145.7%	102.4%	94.8%	149.9%	97.0%	98.4%	99.0%	99.5%	132.2%	81.7%	99.5%	186.7%			

*構成比は総車券売上額に対するもの。

*重勝式発売日数： 354日

*開催日数にはシフト休みの日数を含む。（ただし、本場入場者数1日平均を算出する際には含まず。）

競走場別車券売上金額入場者数利用者数集計表（全開催）



公益財団法人JKA オートレース事業部

比較年月日（2015/4/1～2016/2/29）
（単位：円、人）

対象年月日（2016/4/1～2017/2/28）

競走場	開催日数 (下段：前年)	総車券売上額		車券売上額内訳								本場一人 平均購買額	本場入場者数		電話投票利用者数 内訳			場外利用者数内訳			
				本場売上額				場外売上額 内訳							オフィシャル 前年比	民間 ポータル 前年比	重勝式 (民間) 前年比	場間場外 前年比	専用場外 前年比	場間場外 利用者数 前年比	専用場外 利用者数 前年比
				前年比	一日平均 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	オフィシャル 構成比 前年比	民間ポータル 構成比 前年比	重勝式(民間) 構成比 前年比	場間場外 構成比 前年比										
川口	100	17,360,100,200	173,601,000	6,029,422,500	3,863,400,400	2,477,280,500		3,653,082,400	1,336,914,400	10,100	594,320	5,943	550,573	345,547		475,578	147,572				
	97	104.7%	101.5%	96.1%	105.9%	137.1%		82.2%	324.8%	98.1%	98.3%	95.3%	106.8%	147.1%		83.5%	447.9%				
伊勢崎	82	13,228,018,800	161,317,300	2,886,499,800	3,123,137,500	1,933,240,700	930,405,900	3,307,207,300	1,047,527,600	8,600	333,177	4,063	447,317	276,947	578,027	398,165	124,261				
	78	116.4%	110.8%	102.7%	107.3%	135.2%	107.9%	108.9%	335.3%	94.5%	108.8%	103.5%	107.6%	145.8%	132.1%	103.6%	468.8%				
浜松	76	10,197,750,000	134,180,900	1,830,361,000	2,482,040,700	1,597,431,600		3,329,878,200	958,038,500	7,200	251,959	3,315	374,313	227,485		427,752	114,521				
	74	104.2%	101.5%	96.5%	102.0%	132.8%		83.8%	340.5%	93.5%	102.4%	99.7%	105.0%	139.5%		90.5%	493.1%				
飯塚	104	12,596,081,900	121,116,100	1,647,281,700	3,536,057,700	2,469,749,200		3,917,451,000	1,025,542,300	8,600	189,690	2,341	504,563	349,839		523,808	120,299				
	83	122.0%	97.4%	94.4%	119.4%	160.9%		103.9%	329.6%	100.0%	94.0%	92.8%	118.8%	177.3%		101.8%	436.5%				
山陽	43	6,642,983,600	154,487,900	598,999,200	1,542,774,000	952,389,000	48,384,000	2,922,950,600	577,486,800	9,800	60,561	1,408	221,834	129,599	11,533	359,346	60,120				
	42	107.1%	104.7%	94.3%	99.0%	125.3%		95.4%	317.5%	97.0%	96.6%	94.4%	101.9%	132.0%	-	101.5%	459.7%				
合計	405	60,024,934,500	148,209,700	12,992,564,200	14,547,410,300	9,430,091,000	978,789,900	17,130,569,500	4,945,509,600	9,000	1,429,707	3,742	2,098,600	1,329,417	589,560	2,184,649	566,773				
	431	96.5%	102.7%	88.6%	93.6%	121.3%		79.0%	288.1%	93.8%	93.8%	105.1%	94.5%	130.8%	134.8%	80.0%	401.6%				

※構成比は総車券売上額に対するもの。
 ※重勝式発売日数：336日（不成立で全額返還の場合は、発売日数・利用者数を含まず。前年比にも適用）
 ※開催日数にはミッドナイトの日数を含む。（ただし、本場入場者数1日平均を算出する際には含まず。）
 ※開催日数には昨年同時期の船橋日数を含む。船橋日数 57日
 ※前年比は船橋場の売上額を含む。

ミッドナイト合計

飯塚	23	1,232,337,400	53,579,800	-	578,354,700	653,982,700	-	-	-	-	-	-	82,919	99,628	-	-	-
	3	648.0%	84.5%	-	618.4%	676.7%	-	-	-	-	-	-	619.1%	739.9%	-	-	-

ミッドナイトを除いた総合計

合計	382	58,792,597,100	153,907,300	12,992,564,200	13,969,055,600	8,776,108,300	978,789,900	17,130,569,500	4,945,509,600	9,000	1,429,707	3,742	2,015,681	1,229,789	589,560	2,184,649	566,773
	428	94.8%	106.2%	88.63%	90.5%	114.4%	113.52%	79.01%	288.09%	93.8%	93.8%	105.1%	91.3%	122.7%	134.8%	80.0%	401.6%

累積債務返済状況及び今後の計画【方向性】

公営競技事務所H29.3.8

(単位:百万円)

実績見込み

		18年度	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	36年度	37年度	38年度	39年度	43年度	44年度	45年度	46年度			
累積債務返済状況	赤字額	累積額	981	677	541	737	932	1,070	1,202	1,204	1,191	1,172	1,048	1,018	982	872	388	258	128	0		
		解消額	-	69	11	▲ 196	▲ 195	▲ 138	▲ 132	▲ 2	13	19	43	30	36	110	125	130	130	128		
	JKA 交付金	猶予額	969	869	539	409	279	149														
		返済額	-	100	130	130	130	130	149													
	リース料	残額	1,554	1,211	921	844	767	729	691	614	537	460	153	76	0	0	0	0	0	0	0	
		償還額	-	76	77	77	77	38	38	77	77	77	77	77	76	0	0	0	0	0	0	
	計	3つの累積額	3,506	2,758	2,001	1,990	1,978	1,948	1,893	1,818	1,728	1,632	1,201	1,094	969	872	388	258	128	0		
		解消額	-	245	218	10	12	30	55	75	90	96	120	107	112	110	125	130	130	128		
														債務解消(積立含む)⇒		125	130	135	155	160	160	165
														施設改善基金積立⇒		18	18	25	30	30	30	37

基金の状況	財政調整基金	積立額		8	78	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		取崩額		8	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		残高	2	30	109	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116
	施設改善基金	積立額		80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	25	30	30	30	37
		取崩額		302	80	8	75	12		200	0	0	75	0	0	0	250	0	0	0
		残高	674	762	539	531	456	444	444	244	244	244	170	188	206	231	88	118	148	185
	計	積立額	0	88	78	10	0	0	0	0	0	0	0	18	18	25	30	30	30	37
		取崩額	0	310	89	12	75	12	0	200	0	0	75	0	0	0	250	0	0	0
		残高	676	792	648	647	572	560	560	360	360	360	286	304	322	347	204	234	264	301

(B)耐震改修工事

走路改修

走路改修

(A)耐震改修工事設計

- (前提) ※平成28年度の運営体制(委託契約等)を引き継いでいくことでの方向性である。
 ※平成28年度の開催日数48日による売上を継続するものとする。

【議案第 27 号】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、教育委員会が所管する就学援助に関する事務等において、市長部局との情報連携を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条の規定に基づき所要の改正を行うもの。

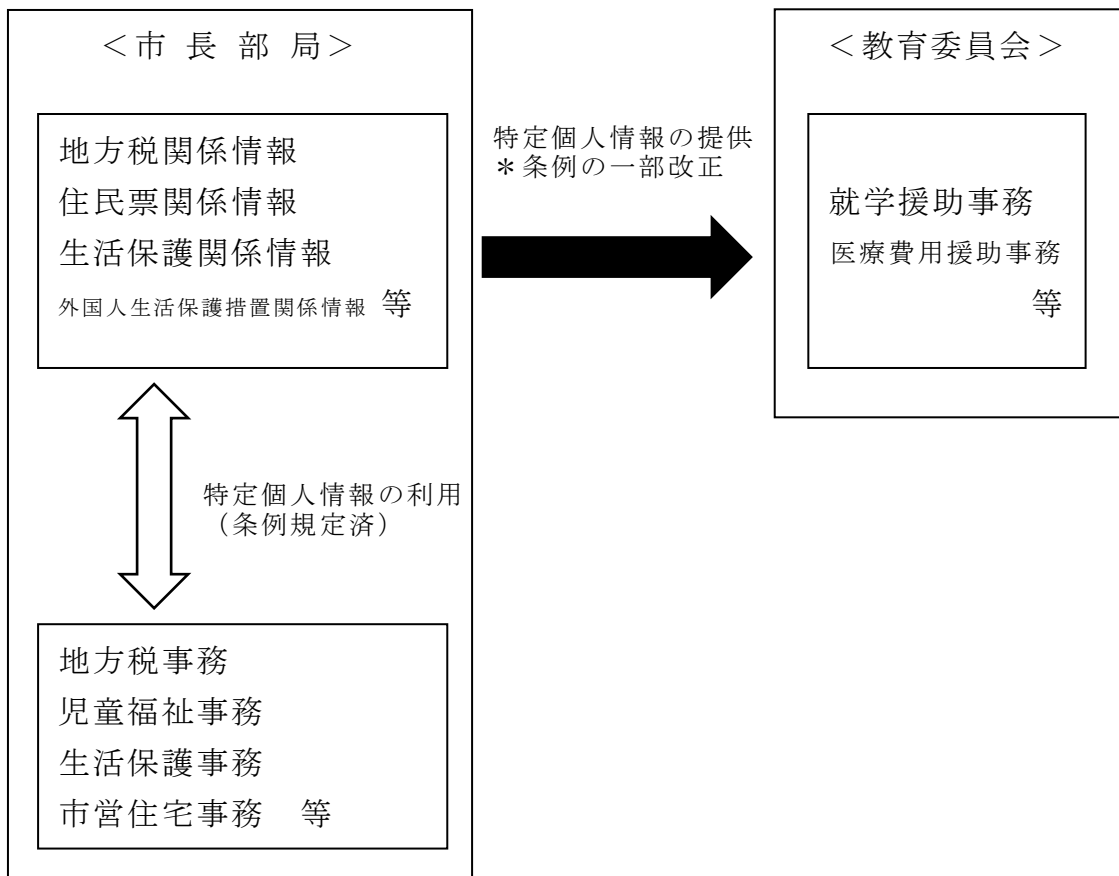
○番号法

(特定個人情報の提供の制限)

第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

○庁内での連携イメージ図



議案第28号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例及び山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

改正理由	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う所要の改正	
改正内容	① 介護休暇の分割	介護休暇を請求できる期間を、現行の連続する6月の期間内から、3回を超えない範囲で、かつ、通算して6月を超えない期間内に分割可能とする改正
	② 介護時間の新設	連続する3年の範囲内において1日の勤務時間の一部について勤務を要しないことが相当であると認められる場合、1日2時間を超えない範囲で勤務しないことを認める介護時間という仕組みの新設
	③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大	育児休業等の対象となる子の範囲に、民法に基づき、職員が特別養子縁組の成立を請求し、現に職員が養育している子や、児童福祉法に基づき、職員が児童相談所から養子縁組里親として委託され、一時的に保護養育している子のうち、職員が将来、養子縁組を希望している子等が追加

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定についての概要

1 改正の理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が平成28年11月28日に公布され、消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更すること等に伴う改正が行われたため。

2 主な改正の内容

(1) 個人市民税関係（第7条の3の2）

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長するもの。

※ 施行日 公布の日

(2) 法人市民税関係（第34条の4）

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税の法人税割の一部を「地方法人税」として国税化し、地方交付税の原資とすることとされたことから、法人市民税の法人税割の税率を12.1%から8.4%へ、3.7%引き下げる。

※ 施行日 平成31年10月1日

◆ 法人住民税の交付税原資化

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正（[]は制限税率）

道府県民税 : 3.2% [4.2%] → 1.0% [2.0%] (▲2.2%)

市町村民税 : 9.7% [12.1%] → 6.0% [8.4%] (▲3.7%)

※ 法人住民税の税率引下げ分相当について、地方法人税(国税)の税率を引き上げ、地方交付税原資化。

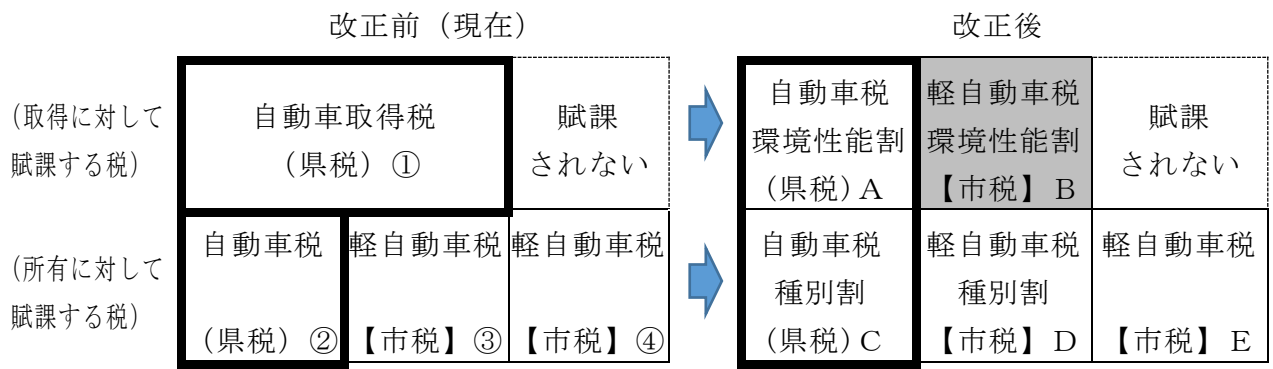
(2) 地方法人税(国税)の税率の改正

地方法人税 : 4.4% → 10.3% (+5.9%)

(3) 軽自動車税関係

① 車体課税の見直し（第80条）

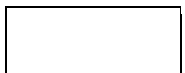
自動車取得税（県税 自動車の取得価格の3%（営業用自動車と軽自動車は2%））を廃止する代わりに、自動車税（県税）及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を新たに創設する。また、環境性能割の創設に伴い、軽自動車のうち3輪以上の軽自動車に対し、名称をこれまでの軽自動車税から軽自動車税種別割に変えて課税する（原動機付自転車、小型特殊自動車等に対しては、これまでどおり軽自動車税の名称で課税する。）。



は都道府県税で、都道府県が賦課徴収するもの。



は市町村税であるが、当分の間、都道府県が賦課徴収するもの。



は市町村税で、市町村が賦課徴収するもの。

- ②とCは、普通自動車（乗用車等）、3輪以上の小型自動車（3輪トラック等）
- ③とDは、3輪以上の軽自動車（軽乗用車、軽トラック等）
- ④とEは、原動機付自転車、小型特殊自動車（トラクター等） 等

② 軽自動車税環境性能割（第81条の3、第81条の4、第81条の5、第81条の6、附則第15条の2、附則第15条の4、附則第15条の5ほか）

環境性能割は、取得価格が50万円を超える軽自動車の取得に対し、取得時にその取得者に課税され、申告納付により徴収される。納付額は「軽自動車の取得価格（課税標準額）×税率」により計算される。

【軽自動車税環境性能割（B）の税率（自家用の例）】

区分		税率
電気自動車等		非課税
ガソリン車、	平成32年度燃費基準+10%達成車	
ガソリンハイブ	平成32年度燃費基準達成車	1.0%
リッド車	平成27年度燃費基準+10%達成車	2.0%
上記以外の車		

軽自動車税環境性能割については、当分の間、県が賦課徴収し、全額を市へ払込み、市から徴収取扱費（払い込んだ額の5%）を県へ交付する。

- ③ 軽自動車税環境性能割の非課税、課税免除（第81条の2、第81条の8、第81条の9）

軽自動車税に環境性能割が新たに創設されることに伴い、軽自動車税環境性能割の非課税、課税免除となる対象を新たに規定する。

なお、軽自動車税環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収するため、対象は、賦課徴収を担う山口県の自動車税の環境性能割の非課税、課税免除の対象と統一し、以下のとおりとする。

【環境性能割非課税・課税免除対象軽自動車】

対象軽自動車	環境性能割
日本赤十字社が所有する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもの	非課税
特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する3輪以上の軽自動車が無償で譲り受けた場合における当該3輪以上の軽自動車	課税免除

※施行日 ①②③ともに平成31年10月1日

平成29年3月8日

議長 尾山信義様

総務文教常任委員長 河野朋子

閉会中の継続調査の申出について

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお調査を要するものと決定したので、山陽小野田市議会会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事項 別紙のとおり
- 2 理由 さらに調査を要すると認めたため。
- 3 期間 平成29年6月定例会前日まで継続し、閉会中も調査する。

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
総務文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関すること。 ・財政に関すること。 ・小型自動車競走事業に関すること。 ・教育、文化等に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設・教育施設に関すること。 (2) 学校給食に関すること。 (3) 施設一体型小中連携校に関すること。 ・入札に関すること。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ・総合計画の策定に関すること。 	平成29年6月 定例会前日まで 継続して閉会 中調査する。

埴生小・中学校整備事業に係る基本設計業務 基本設計説明書（概要版）

平成29年（2017年）2月

1. 計画概要

1-1. 施設整備の概要

■ 施設整備の目的

- 計画敷地である埴生中学校から西へ約800mにある埴生小学校は山陽小野田市内で唯一、耐震化未了の学校です。その耐震化未了の校舎4棟と老朽化の著しい木造校舎1棟の計5棟は、平成26年度に実施した耐力度調査により、全て危険建物であることが判明しました。これを受けて、埴生中学校の敷地を拡張造成し、そこに埴生小学校を移転し、小中一体型の学校施設を整備することを目的とします。
- この事業は、地震から児童生徒の生命を守り、子どもが少ない地域で一定の学習集団を確保し、学校における学びと生活を活気あるものにするとともに、人口減少社会における今後のまちづくりの方向性として指摘されている公共施設の集約化に合致した取り組みでもあります。

■ 計画敷地の概要

- 埴生中学校は、国道190号（旧国道2号）に隣接し、山陽自動車道埴生インターチェンジに繋がるバイパスと市街地を結ぶ幹線道路に程近い、丘陵地（海拔約11m）にあります。
- 周辺は、東側と北側が田園地帯、西側がJA埴生、南側が私有地を隔てて国道となっています。
- 中学校校舎からは、南側に美しい周防灘の海岸線が見え、西側の遠くには九州へ繋がる関門橋を望むことができます。
- 国道の南側、埴生漁港までの間は住宅が密集しており、過去には高潮による被害が出ました。ハザードマップでは埴生中学校が緊急避難場所となっています。敷地から沿岸までの距離は約300m程度です。
- 敷地の北西約1kmには山陽オートレース場があり、レース開催日を中心にやや大きな騒音があります。



敷地周辺の航空写真

■ 埴生中学校の状況

- 昭和46年に校舎とプールが建設されました。平成2年に屋内運動場が完成し、旧講堂が撤去され、跡地は駐車場となっています。自衛隊航空機の騒音に関連して、校舎および屋内運動場は防音対策工事が施工されており、平成23年には校舎の耐震化工事が完了しています。
- 校舎はRC3階建ての片廊下式で、南側にアウトフレーム工法による耐震補強を行っています。



山陽小野田市埴生地区高潮避難地図

地図の見方

- 事前避難が特に必要な地区（河川堤防の低いところから、高潮が流れ込む危険があります。）
- 事前避難が必要な地区（大きな高潮では、浸水する危険があります。）
- 2階以上の丈夫な家屋内で待機可能と思われる地区（状況によって、避難してください。）
- 事前避難ルート
- 避難場所
- 消防・警察・医療機関

■ 計画上の留意点

- 中学校敷地南側に隣接して建設する予定の公共複合施設との連携に配慮し、敷地を直接結ぶ歩行者動線を確保するとともに、イベント時などに共用できる屋外空間、駐車場など、世代を超え積極的な「交流」を育むことができる環境整備を行います。
- 埴生小学校と埴生中学校の記念碑やモニュメント一つひとつを大切に、歴史や伝統、文化を次世代へ繋ぐ、記憶の継承を図ります。既存樹木や記念樹もなるべく存置し、有効活用します。
- 自然環境豊かな埴生地区への愛着を育み、児童生徒の心に残るよう、眺望を生かした学校づくりを行います。
- 敷地が沿岸に近いことから、外装材には耐用年数の長いものやメンテナンスが不要の材料を選定します。



埴生中学校記念碑

埴生小学校記念碑

埴生小学校銅像

埴生小学校 象の木影り

2. 設計方針・コンセプト

2-1. 施設整備の基本的な考え方

- 周辺の山並みと周防灘が伸びやかに広がる原風景を子供たちの記憶に残し、児童生徒が地域とともに、のびやかに生きいきと「学習・生活・交流」ができる学校づくりを行います。
- 埴生小中学校独自のここにしかない学校づくりを目指し、地域の環境・特徴を踏まえ、みんなの夢と想いを「かたち」にします。

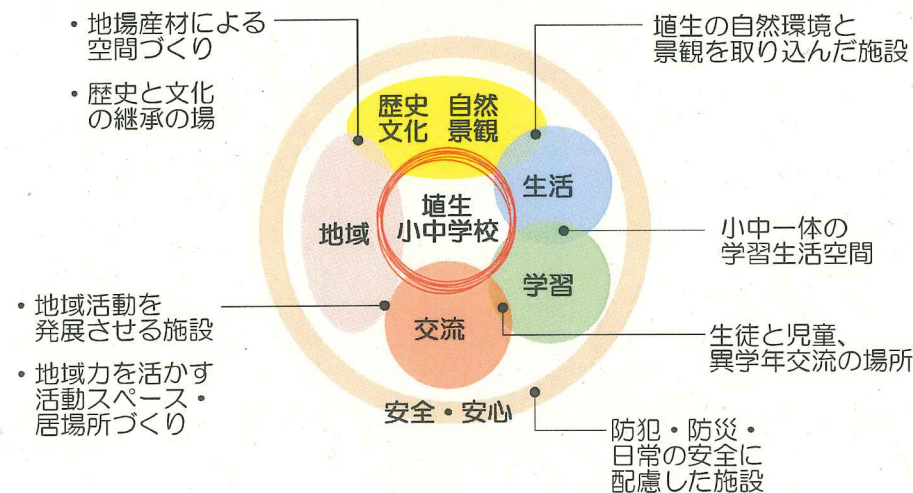
■ 埴生中学校区的环境・特徴

- 小中学校の連携、繋がりを重視した学習基盤の推進
- 学校と家庭、地域が連携した「地域協育ネット」による教育支援
- 学校や地域固有の教育条件を生かし、発達段階に応じた教育課程の編成
- 周防灘に面した風通しの良い温暖な気候



■ 埴生小中学校独自のここにしかない学校づくり

1. 小中一体となって「ともに学ぶ」施設づくり
2. みんなが主体的・創造的に学べる学校づくり
3. 9年間の成長を受け止め、安心して学べる施設づくり
4. 自然豊かな埴生への愛着と誇りを育む環境デザイン



■ 地域特性を生かした埴生小中学校の整備概念

施設整備のコンセプト

1. 小中一体となって「ともに学ぶ」施設づくり

- 小中連携に配慮したコンパクトな施設構成
- みんないっしょの昇降口
- 機能的で快適な校務センターの整備

2. みんなが主体的・創造的に学べる学校づくり

- 主体的な学びを誘発する図書室
- 学校支援者が利用できる地域連携室の設置

3. 9年間の成長を受け止め、安心して学べる施設づくり

- 多様な教育活動を受けとめる学習環境づくり
- 児童生徒の立場に立ったやさしい施設づくり
- 確実な手段による、信頼性の高い安全管理の実現

4. 自然豊かな埴生への愛着と誇りを育む環境デザイン

- 潤いと機能性を兼ね備えた外部空間の形成
- 自然の恩恵を取り込み、快適でやさしいエコスクールの創出
- 県産材を用いた温もりのある学校づくり

3. 配置計画

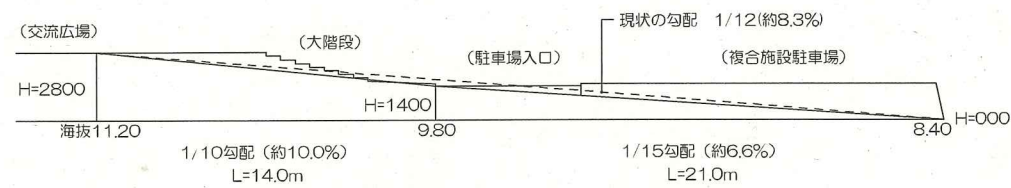
3-1. 配置計画の設計方針

■ 合理的な施設配置と敷地の有効活用

- 児童棟は既設生徒棟の南側に配置し、建物をコンパクトにまとめることで、グラウンド等の屋外空間をできる限り広く確保します。
- 良好な採光、通風を確保できるよう、児童棟は東西に長い建物形状とします。
- 北側の生徒棟に十分な採光が得られるよう、児童棟と生徒棟の隣棟間隔について適切な距離を確保します。
- 教職員や保護者、来客用の駐車場は敷地西側の既存部分で再整備します。隣接する複合施設でのイベント時などでは学校駐車場も利用することを想定し、極力多くの駐車台数を確保します。
- 既存のグラウンドを中心に、北側の拡張造成部分や校舎南側部分を有効利用して日当たりが良く利用しやすいグラウンドを整備します。
- 体育器具庫や部室、屋外トイレを1棟で計画し、グラウンドの東側に配置します。
- 交流広場西側に生徒用の駐輪場を配置します。駐輪場は交流広場を吹き抜ける冬季の冷たい西風や強風を和らげる役割も持ちます。

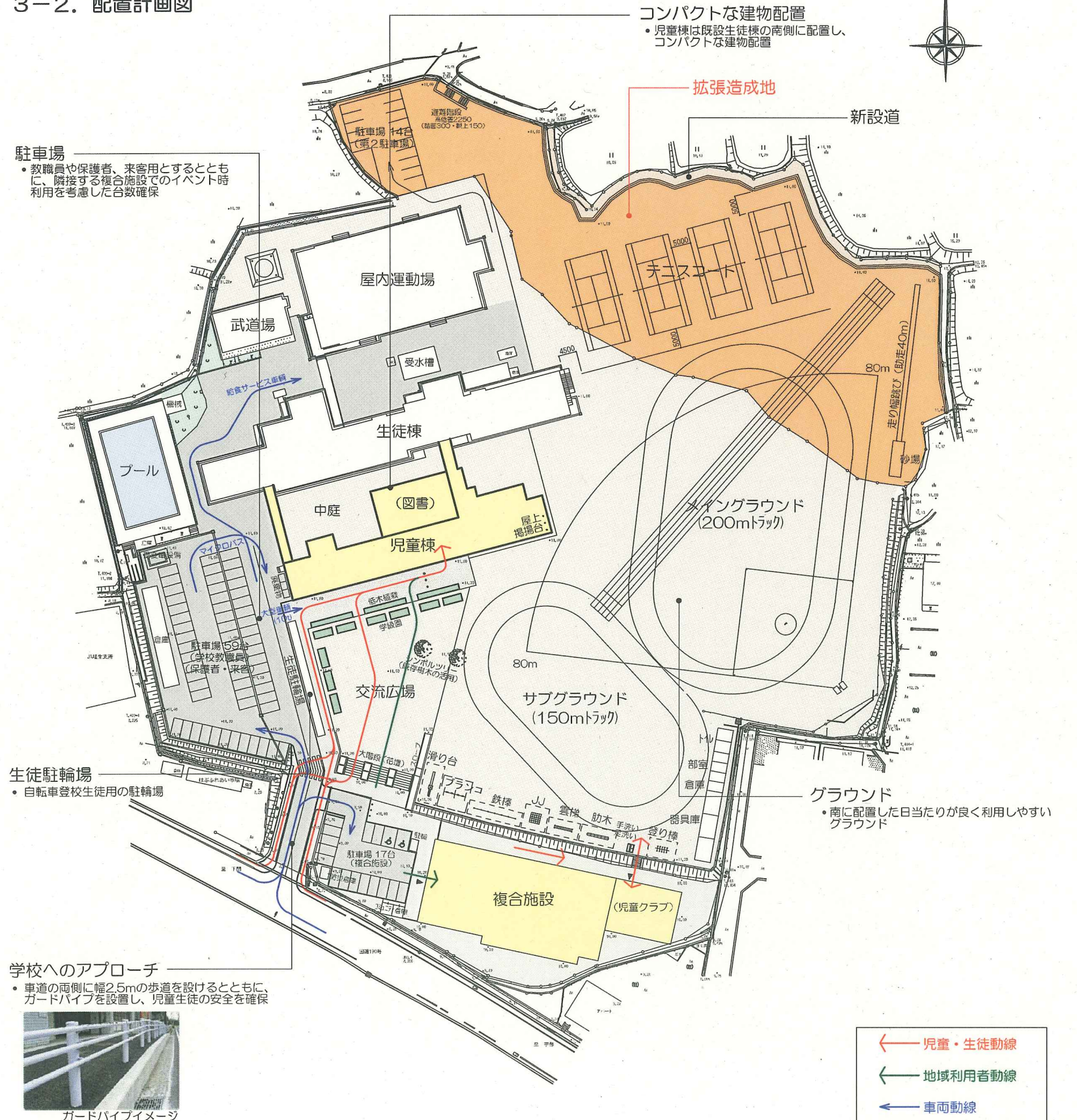
■ 安全に配慮した屋外動線計画

- アプローチ部分を含め、敷地内は歩車道の動線分離を徹底します。
- 国道から学校へのアプローチ部分は、幅6mの車道と車道の両側に幅2.5mの歩道を設けます。歩道と車道は異なる舗装仕上げとし、歩車道分離柵を設置して児童生徒の安全確保を徹底します。
- 日常は車輛の進入がないグラウンドや中庭へ、メンテナンス等で一時的に大型車輛が進入できるよう動線を確保するとともに、進入部分の有効幅員・有効高さを確保します。
- 給食搬入は、整備前と同様に西側の駐車場からプール横を通る動線とします。



交流広場—国道190号 通路勾配断面図

3-2. 配置計画図



学校へのアプローチ
• 車道の両側に幅2.5mの歩道を設けるとともに、ガードパイプを設置し、児童生徒の安全を確保



4. 平面計画

4-1. 施設計画の設計方針

1. 小中一体となって「ともに学ぶ」施設づくり

■ 小中連携に配慮したコンパクトな施設構成

- 校舎は、児童棟と生徒棟を交流スペースとなる渡り廊下と図書室、大階段をつないだ、わかりやすく連携しやすい施設構成とします。
- 渡り廊下や大階段を単なる移動空間ではなく、小中学校の情報発信や交流スポットとして捉えます。掲示壁やベンチの配置など、出会いや発見の場となる仕掛けをします。
- 中1ギャップ解消のため、小学校高学年の教室がある児童棟3階と同階の生徒棟3階に中学1年生の教室を配置し、スムーズな中学校への移行を目指します。

■ みんないっしょの昇降口

- 昇降口は、交流広場に面した児童棟の中央部に配置します。児童と生徒の昇降口を分散せず、みんながいっしょの昇降口を利用します。

■ 機能的で快適な校務センターの整備

- 学年別のデスクレイアウトや十分な収納、更衣室や給湯コーナーの整備等、教職員の執務空間としての機能性や快適性を確保した校務センターを整備します。
- 従来の独立した事務室は設けず、校務センター内に事務コーナーを設けることで、合理的に運用できる計画とします。
- 校務センターは渡り廊下や階段に近接し、生徒棟へ最短動線で移動できる配置とします。

2. みんなが主体的・創造的に学べる学校づくり

■ 主体的な学びを誘発する図書室

- 学校の中心に児童生徒が利用する図書室を配置するとともに、大階段を一体的に整備し、発表や学年集会などで活用できるアクティブラーニングの拠点とします。
- 図書室と大階段はガラスで仕切り、視覚的に一体感のある明るい空間構成とします。
- 校内を移動する中で図書室が見えやすく、誰もが立ち寄りやすい配置とします。

■ 学校支援者が利用できる地域連携室の設置

- 保護者をはじめ、各種支援団体、学生を含めた地域ボランティアなど、様々な人が訪れ活動するスペース・居場所として地域連携室を設置し、学校運営への積極的参加を促します。

3. 9年間の成長を受け止め、安心して学べる施設づくり

■ 多様な教育活動を受け止める学習環境づくり

- 学年のまとまりを大切にするとともに、教室廻りは児童生徒の成長段階に合わせた各学年にふさわしいものを整備します。また、少人数授業に対応できる教室を近接して設け、学級数の増減に対して柔軟に対応できる計画とします。

■ 児童生徒の立場に立ったやさしい施設づくり

- 足掛かりに配慮した高さの手すりや指詰め防止サッシの採用、大きなガラス面への衝突防止マークや飛散防止フィルム張りなど、安全に充分配慮した設計とします。
- 手洗いや便器、水飲み場などは、年齢層を考慮した大きさ・高さで計画します。
- 階段や廊下などの表示には、棟別や階別でカラーゾーニングを行い、わかりやすく明るい雰囲気とします。
- 航空機やオートバイの防音対策として高気密性サッシを採用し、児童生徒が集中して学習できる環境整備を行います。
- 日常生活で重要なトイレの時間も大切に考え、南側に面した明るく清潔で健康的な心の休まるトイレとします。また、各階に車いす対応の多目的トイレを設置します。

■ 確実な手段による信頼性の高い安全管理

- 管理諸室はグラウンドや駐車場、交流広場を見渡すことができ、昇降口に隣接し、少ない人数で児童生徒の様子を視認できる計画とします。
- 保健室は児童棟1階の西寄りに配置し、救急時の搬送に対応しやすい計画とします。

4. 自然豊かな植生への愛着と誇りを育む環境デザイン

■ 潤いと機能性を兼ね備えた外部空間の形成

- 登下校の際に児童生徒みんなが通る歩行者空間を「交流広場」として整備します。
- 交流広場と南側の複合施設を緩やかな大階段で接続することで、地域との交流を促します。
- 記念樹の保存、記念碑の移設を行い、思い出を継承できる計画とします。

■ 自然の恩恵を取り込み、快適でやさしいエコスクールの創出

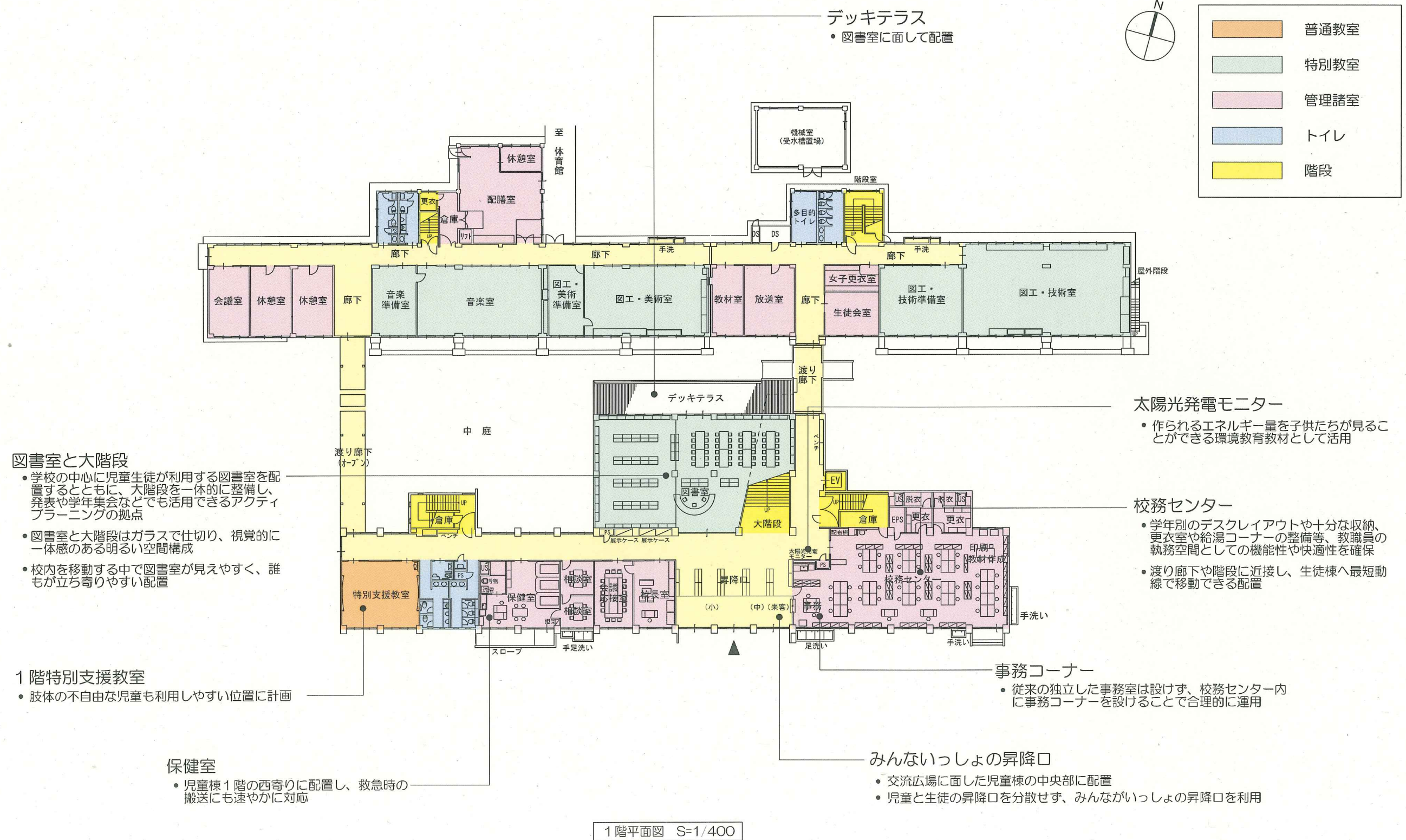
- 自然エネルギーの活用と熱負荷の低減を適切に行うことで、地球環境にやさしい計画とし、省エネルギーで健康的、快適な学習生活環境を実現します。

■ 県産材を用いた温もりのある学校づくり

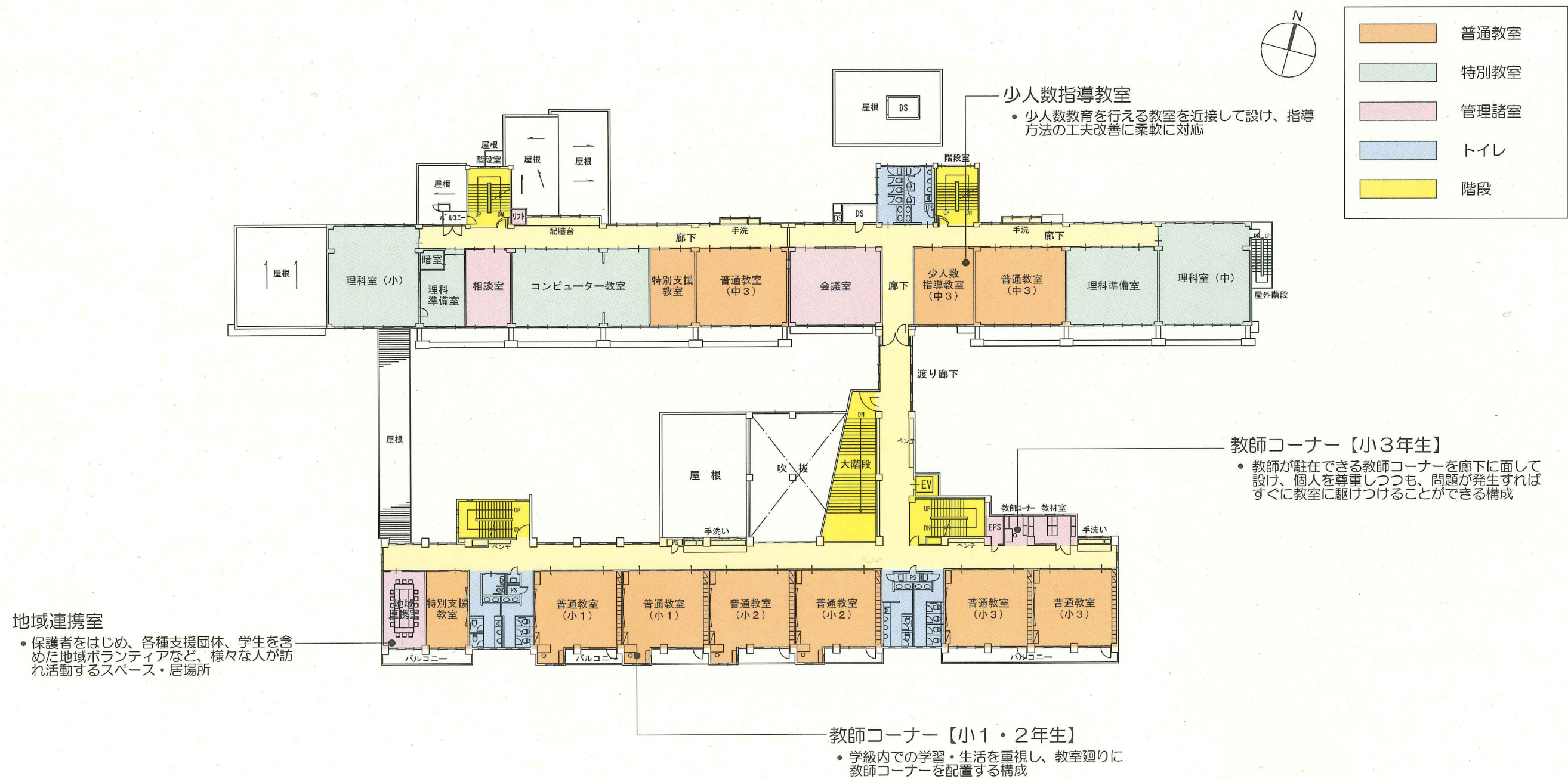
- 地場産の木材を用いた内装計画とし、造り付けの家具や間仕切壁にも積極的に採用し、温かみのある健康的な空間づくりを行うことで、地産地消に寄与します。

4-2. 各階平面計画

■ 1階平面計画



■ 2階平面計画

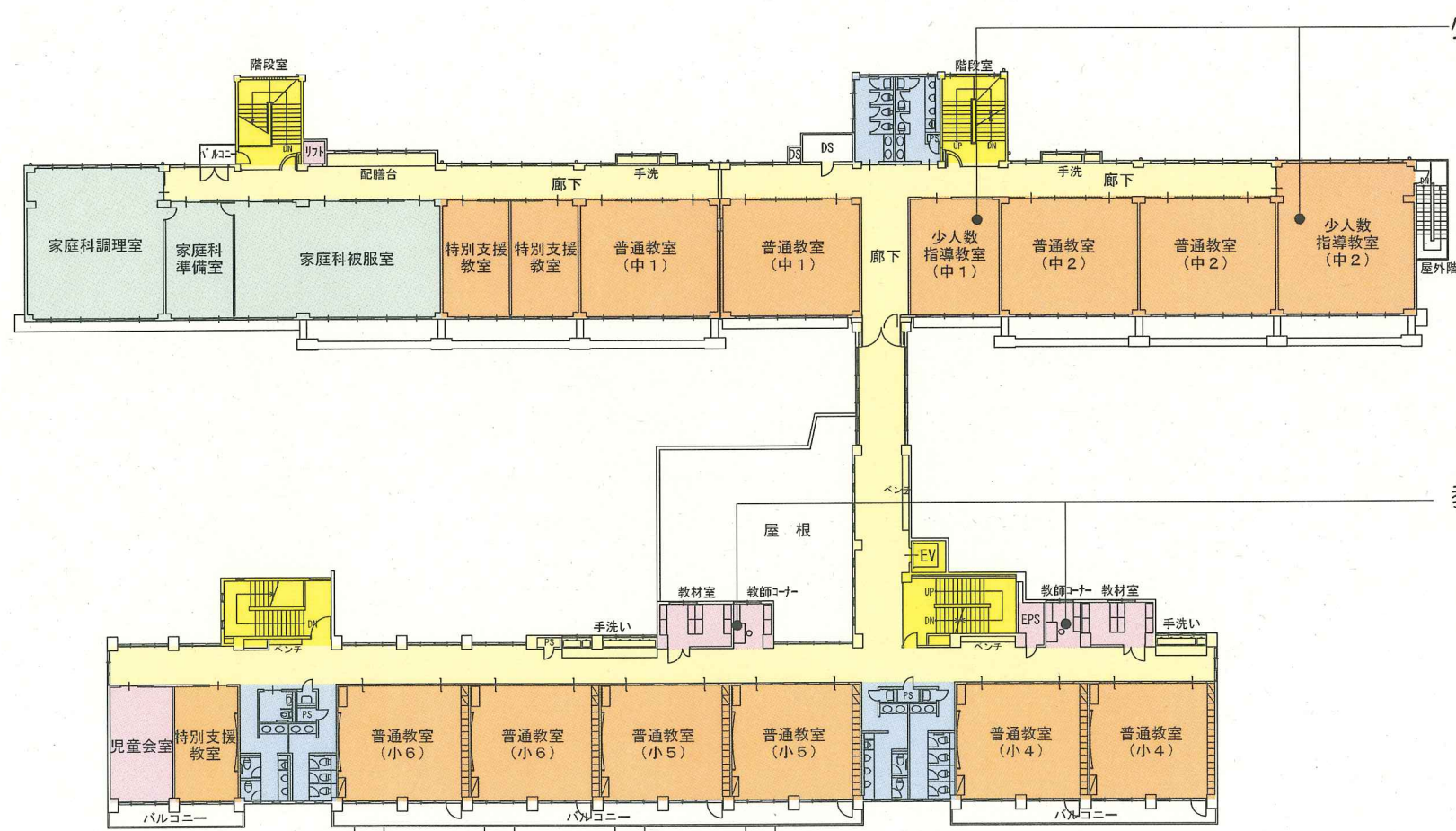


2階平面図 S=1/400

■ 3階平面計画



	普通教室
	特別教室
	管理諸室
	トイレ
	階段



少人数指導教室
 ・ 少人数教育を行える教室を近接して設け、指導方法の工夫改善に柔軟に対応

教師コーナー【小4～6年生】
 ・ 教師が駐在できる教師コーナーを廊下に面して設け、個人を尊重しつつも、問題が発生すればすぐに教室に駆けつけることができる構成

3階平面図 S=1/400

埴生地区複合施設整備事業に係る基本設計業務 基本設計説明書（概要版）

平成29年（2017年）2月

1. 計画概要・コンセプト

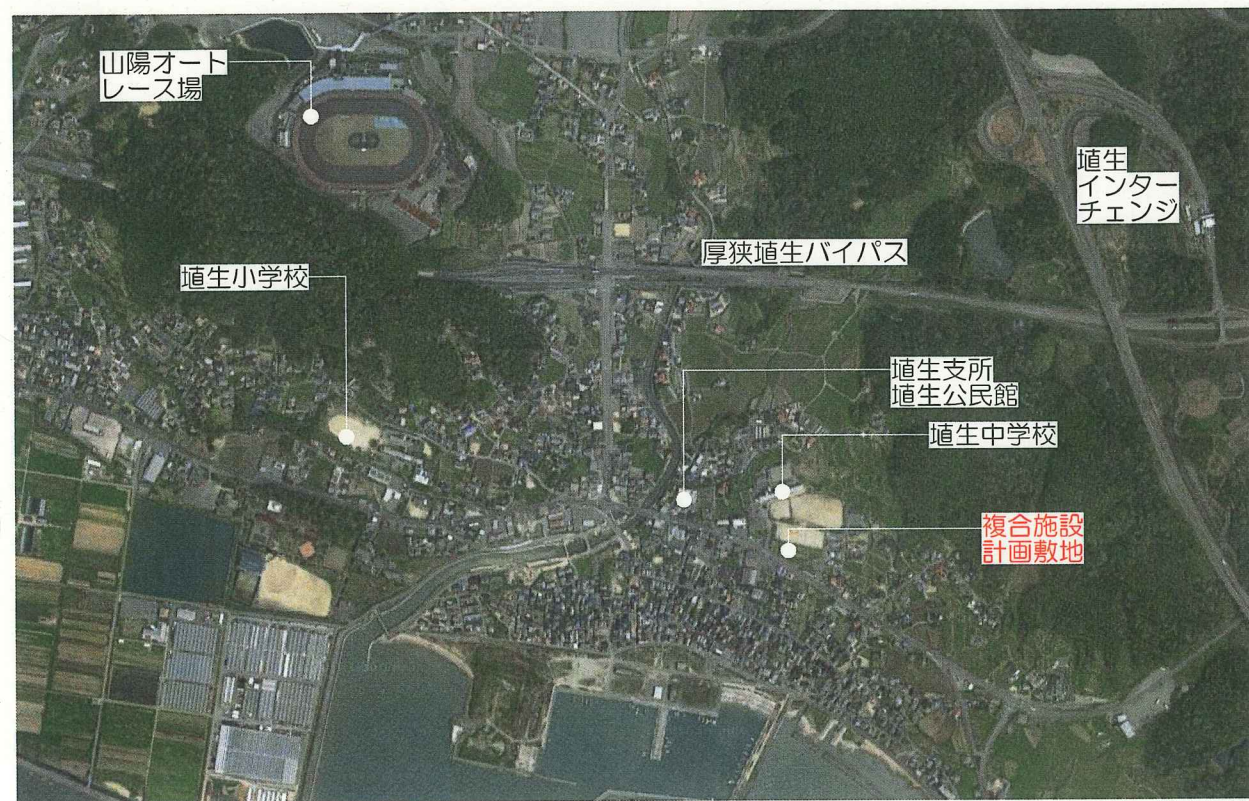
1-1. 施設整備の概要

■ 施設整備の目的

- 山陽小野田市は、大きく4つの地域（小野田・高千帆・厚狭・埴生）から形成されており、それぞれの特性・特徴を生かしたまちづくりを行っています。
埴生地区においては、「山と川と海を守り地産地消で地域の活力を生み出すまち」を将来像とし、地域コミュニティの充実を図っていくことを目指しています。
これらを受け、老朽化した公共施設を再整備し、「新しい地域コミュニティの拠点」を構築するとともに、学社融合の観点から、隣接する埴生小中学校との関連性に十分配慮した整備を行うことを目的としています。

■ 計画敷地の概要

- 敷地は、国道190号（旧国道2号）に接道し、山陽自動車道埴生インターに繋がるバイパスと市街地を結ぶ幹線道路に程近い、丘陵地（海拔約10m）にあります。
- 敷地北側は埴生中学校グラウンド、西側は中学校へのアプローチ道路、東側は民間アパート（2階建て）、南側は交通量の多い国道となっています。
- 国道の南側、埴生漁港までの間は住宅が密集しており、過去には高潮による被害が出ました。敷地から沿岸までの距離は300m程です。
- 敷地の北西約1kmには山陽オートレース場があり、レース開催日を中心にやや大きな騒音があります。



敷地周辺の航空写真

■ 埴生公民館、埴生支所、埴生児童クラブの状況

- 計画敷地より西へ300m程の場所に埴生公民館および山陽小野田市役所埴生支所が併設されています。いずれも老朽化が問題となっています。また、公民館は2階建てで、エレベーターが設置されていないため、高齢者の利用に不都合が生じています。
- 現在の児童クラブは、埴生小学校の校舎（鉄筋コンクリート造2階建て）内に設置されていますが、耐力度調査により危険建物であることが判明しています。



山陽小野田市埴生地区高潮避難地図

地図の見方

- 事前避難が特に必要な地区（河川堤防の低いところから、高潮が流れ込む危険があります。）
- 事前避難が必要な地区（大きな高潮では、浸水する危険があります。）
- 2階以上の丈夫な家屋内で待機可能と思われる地区（状況によって、避難してください。）
- 事前避難ルート
- 避難場所
- 消防・警察・医療機関

■ 計画上の留意点

- 敷地北側に隣接する埴生小・中学校との連携に配慮し、敷地間を直接結ぶ歩行者動線を確保するとともに、イベント時などに共有できる屋外空間、駐車場など、世代を超えて積極的な「交流」を育むことができる計画とします。
- 多くの高齢者が利用するため、屋外のアプローチから玄関、室内に至るまで、バリアフリーに十分配慮した計画とします。
- 敷地が沿岸に近いので、外装材には耐用年数の長いものやメンテナンスが不要の材料を選定します。
- 交通量の多い国道に面するため、騒音への配慮として、二重サッシによる防音や気密性の向上を図ります。

施設整備のコンセプト

- 地域コミュニティの拠点となる魅力あふれる複合施設の整備
- 高齢者の利用に配慮したバリアフリー施設の整備
- 学社融合の理念に基づいた世代間交流を促進する施設の整備

2. 配置計画

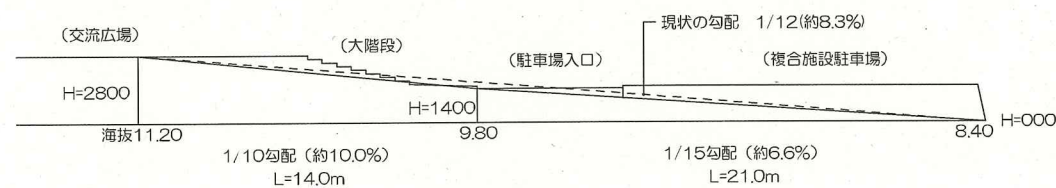
2-1. 配置計画の設計方針

■ 敷地形状を生かしたコンパクトな配置計画

- 東西に長い敷地形状に対して、西側に駐車場、東側に複合施設を配置します。
- 西側のアプローチに面してできるだけ多くの駐車台数を確保するため、建物をできるだけ東側に寄せた配置計画とします。
- 計画敷地と植生小・中学校の交流広場を緩やかな大階段で接続することで、地域との交流を促します。
- 車を利用した搬入搬出を考慮し、防災倉庫とコミュニティ倉庫を駐車場内に配置します。
- 南側は、国道の騒音や防塵を考慮し、常緑の中木程度の植栽を配置します。

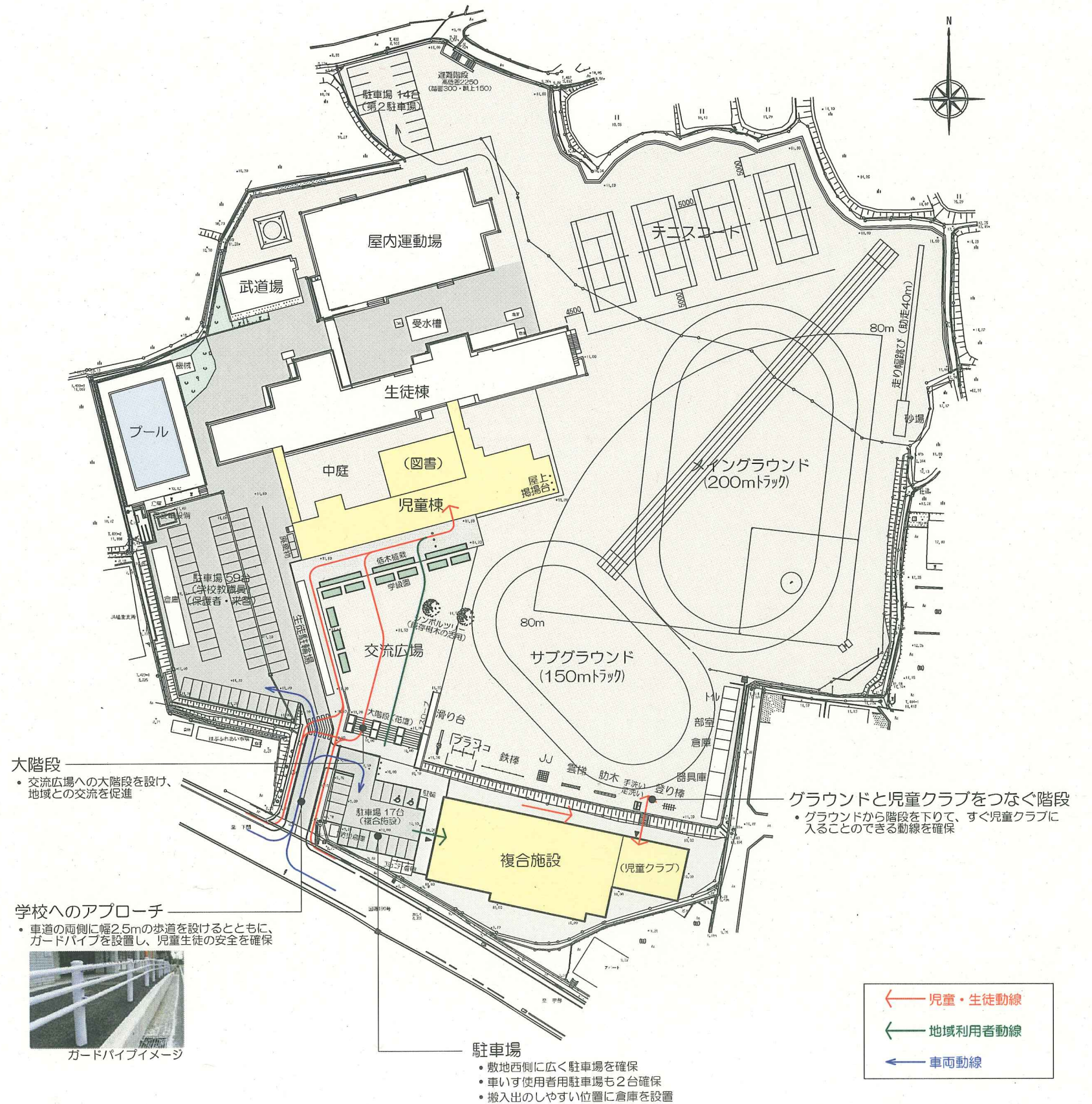
■ 高齢者の利用に配慮した屋外動線計画

- アプローチ部分を含め、敷地内は歩車道の動線分離を行います。
- 敷地内は段差のない計画とし、外灯を設置します。
- アプローチの勾配は、現況の1/12勾配から1/15勾配に緩め、利用者の多くが高齢者であることに配慮した計画とします。
- 車いす利用者対応のおもいやり駐車場を、玄関前に2台分設置します。
- 児童クラブと学校グラウンドを結ぶ階段を設置します。



複合施設駐車場入口ー国道190号 通路勾配断面図

2-2. 配置計画図



3. 平面計画

3-1. 施設計画の設計方針

■ コンパクトで利用しやすい複合施設

- 東西に細長い敷地に対して、効率よく土地利用できる平面計画とします。
- 南北に居室を配置した中廊下式を採用し、コンパクトで単純明快な平面構成とします。
- 公民館、埴生支所、児童クラブの各エリアは、明確にゾーニングします。
- 外部アプローチとなる西面に玄関を設け、児童クラブは北側に専用玄関を設置します。

■ 埴生支所の施設計画

- セキュリティを確保するため、玄関に面し、屋外アプローチの方向を目視しやすい西面に支所事務室を配置します。
- 受付カウンターを境に、南側を市民待合スペース、北側を職員執務スペースとします。
- 執務スペースに面して、更衣室、文書庫、相談室を設置し、機能性の向上を図ります。

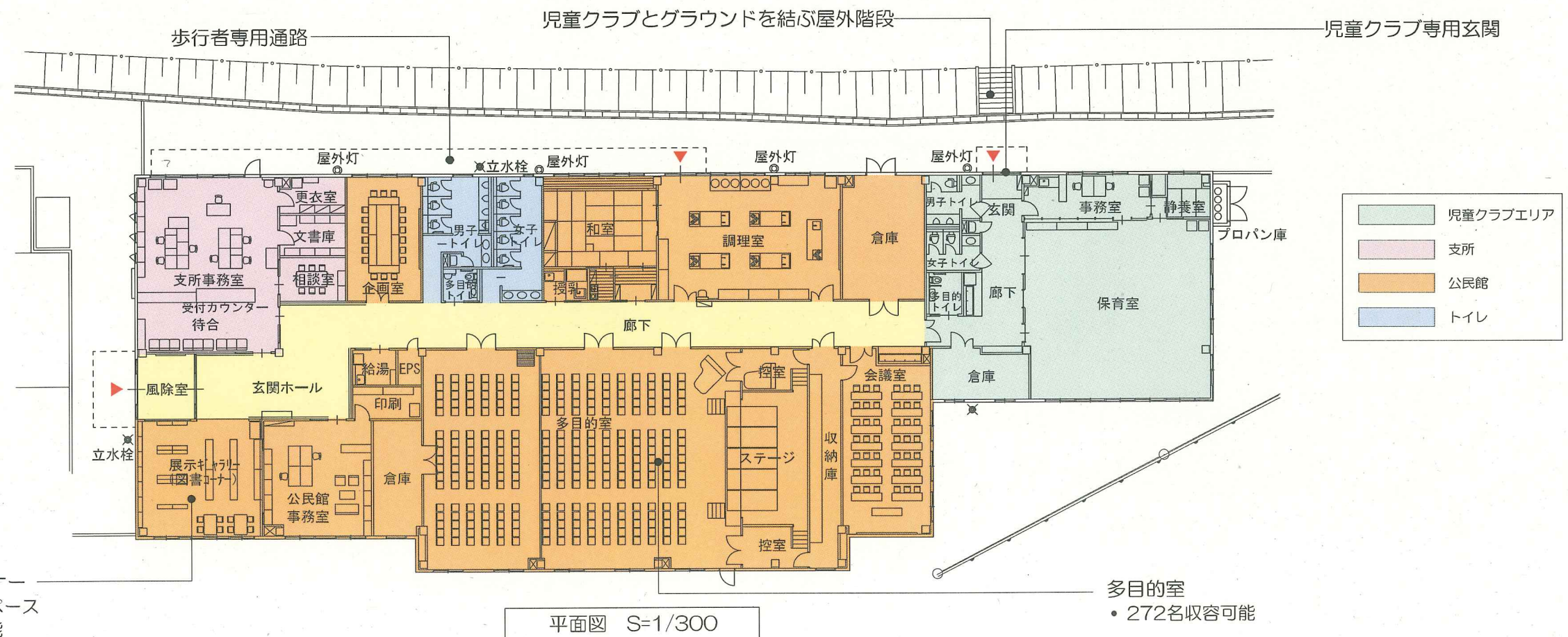
■ 児童クラブの施設計画

- 公民館や支所とは明確に分離独立した平面計画とします。
- 主たる居室となる保育室を中心に、事務室・静養室、倉庫及びトイレなどの水廻りを機能的に配置します。
- 児童のアプローチを考慮して、北側通路は原則として歩行者専用通路とするとともに、外灯を設置します。
- 児童クラブと北側のグラウンドを結ぶ屋外階段を設置します。

■ 公民館の施設計画

- 玄関の近くに公民館事務室を配置し、受付機能とセキュリティを確保します。
- 建物全体を監視できる防災監視盤や制御盤、集中リモコン等を公民館事務室に設置し、複合施設全体の情報拠点、セキュリティ拠点とします。
- 南側に最大272名収容可能な多目的室を配置します。（各種講演会、軽スポーツ、音楽会などを想定）
- 多目的室には、移動間仕切壁（遮音仕様）を設置し、利用形態に合わせて可変できる計画とします。
- 多目的室には、幅8m・奥行5m程度のステージを設置し、両脇には控室を配置します。
- 複数の利用団体の同時利用を考慮し、多目的室と会議室のドアは簡易防音ドアを採用します。
- 調理室と和室を隣接させ、相互を直接行き来できる建具を設置します。
- 玄関に面して展示ギャラリーを配置し、伝統芸能である埴生人形浄瑠璃の人形の展示や、利用団体による作品の展示、掲示ができるスペースとします。
- 玄関廻りの壁面は、壁自体が掲示板となる仕上（合板下地、掲示シート貼り）とします。
- 展示ギャラリーは図書室機能も併せ持ち、蔵書能力は現公民館図書室と同規模の4000冊以上とします。
- 展示ギャラリーと玄関ホール、風除室はガラスを使った透明感のある空間構成とし、視覚的に一体的な広がりを感じられる計画とします。

3-2. 平面計画



(参考) 小中一貫教育に関する制度の類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に共同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	